

八王子市独自加算 Q&A について

1 共通

①独自加算算定の適用外

Q : 併設等住所地特例施設入居者とは

A : 併設等住所地特例施設入居者とは、併設または隣接の住所地特例施設入居の利用者をいう。

この場合の隣接とは、事業所との距離が国道・市道等間わず道や建物等に隔てて、約 100m未満の住所地特例施設をいう。

② 八王子市の被保険者が併設等住所地特例施設入居し利用した場合の取扱い

Q : 八王子市の被保険者であっても、併設等住所地特例施設入居者にあたるのか。

A : 併設等住所地特例施設入居者にあたる。

③ 区分支給限度額の取扱い

Q : 独自加算について、区分支給限度の取扱いはいかがか。

A : 区分支給限度額内になるため、適切に取り扱われたい。

④ 月途中からの利用者の取扱い

Q : 月途中からの利用者の算定は、翌月からとのことであるが、2日に登録した利用者も同様か。

A : 2日以降に登録した利用者は、翌月以降加算対象とする。

⑤ 要支援者の算定の可否

Q : 要支援者については、独自加算を算定できないのか。

A : 独自加算は要介護者のみ設定が可能であるため、要支援者については対象外となる。

⑥ 月途中で要介護から要支援になった場合の算定の可否。

Q : 区分変更によって月途中で、要介護から要支援になった場合の取扱い。また、要支援から要介護になった場合はどのように取り扱うのか。

A : 要介護から要支援に変更になった場合は、変更日が2日以降であれば、変更月まで算定可能となる。一方、要支援から要介護になった場合は、上記「1 ④月途中からの利用者の取扱い」と同様とする。

2 独自加算1(I)

① 独自加算の併算定について

Q : 独自加算1(I)と生活機能向上加算の併算定の可否について

A : 併算定可。

② 独自加算1(II)の改善利用者の定義

Q : 独自加算1(II)の改善利用者とは

A : 独自加算1(I)を算定し始めてから介護度が改善した利用者をいう。

3 独自加算1(II)

① 併設等住所地特例施設入居者がいる事業所の割合計算方法

Q : 独自加算1(II)の維持や改善について、どのように計算すればよいのか。

A : 併設等住所地特例施設入居者については、独自加算の対象としていないため、割合計算についても含めないこととする。

② 維持や改善の割合計算について

Q : 維持や改善の定義及び計算方法について

A : 各利用者について、前月末と当月末の介護度を比較して計算することとする。

③ 改善した利用者について

Q : 改善した利用者が翌月に介護度が悪化した場合はどうなるのか。

A : 介護度が悪化により戻ってしまった場合は、翌月については改善した利用者とは言えないため、翌月についても加算を算定するためには、別に改善した利用者が必要となる。

④ 改善者の「前6ヶ月」の取扱いについて

Q : 前6ヶ月とはどの範囲を言うのか。

A : 算定月を含めた前6ヶ月を言う。例えば、4月の加算の可否について、改善者の範囲は前年の11月～4月までとする。

⑤ 月途中で改善した利用者がいた場合の請求方法について

Q : 月途中で区分変更申請をかけて、翌月に結果が出た利用者について、介護度が改善した場合に算定基準日はいつとなるか。

A : 改善後の認定有効期間開始日とする。ただし、独自加算1(Ⅱ)については、要件が月末時点での介護度を基準としているため、これに適合すれば日割り計算ではなく、月単位で算定できるものとする。

⑥ 算定月に利用終了者及び新規利用者の取扱い

Q : 改善者や維持者の割合を計算する場合、利用終了者及び新規利用者をどのように取り扱うのか。

A : 利用終了者は含めて計算がするが、新規利用者は含めないこととする。

⑦ 要支援者の取扱いについて

Q : 要支援2から要支援1に変更になった場合、要支援者は算定対象外であるが、改善者として計算に含めることはできないのか。

A : 計算に含めることは可能であるが、独自加算は算定対象外であることに留意すること。

また、独自加算1(Ⅱ)の計算については、要支援者も含む全利用者を計算対象とするため、要支援1から要支援2に変更になった場合は、悪化者として計算に含める。

4 独自加算Ⅱ

① 独自加算Ⅱの併算定について

Q : 独自加算Ⅱ要件①と②のどちらにも該当する利用者の取り扱いについて

A : どちらかに当てはまる利用者であるため、どちらの要件も満たしている利用者についても、300単位のみしか算定できない。

② 独自加算Ⅱの要件①の例外

Q : 要介護度1で日常生活自立度Ⅱの利用者について、若年性認知症利用者受入加算との併算定が可能であるか。

A : 若年性認知症利用者受入加算を算定している利用者は、併算定できない。

ただし、介護度が改善した場合には、独自加算Ⅱの要件②で算定できることに留意すること。

③ 独自加算Ⅱの要件②で算定する場合の算定開始日について

Q : 月途中で区分変更申請をしたが、認定結果が請求日までに出なかった場合どのように取り扱うのか。

A : 加算算定開始日は、改善後の認定有効期間開始日が属する月の翌月とする。ただし、月初めの1日であった場合は、当月より算定可能とする。

④ 要介護1の利用者が改善した場合の取扱いについて

Q : 要介護1の利用者が要支援2に改善した場合はどうか。

A : 要支援者は算定できない。

5 独自加算Ⅲ

① 地域との交流について

Q : 登録者でない地域の住民と交流するための取組みとは

A : 地域住民と交流するための取組みとは、「地域の町会・自治会の夏祭り等のイベントへの参加」や「認知症カフェ等のイベントの開催を定期的に行っていることをいう。

② 地域との交流の頻度について

Q : 定期的に行っているとは

A : おおむね3か月に1回程度行っていることをいう。

③ インフルエンザ等感染症対策について

Q : 地域との交流について、おおむね3か月に一回ということだが、冬季について感染症対策として事業所に人を呼ぶことが困難な場合は、加算が算定できないのか。

A : 要件としては、地域のイベントに参加することでも足りる。また、インフルエンザ等の流行期を勘案し、冬期を除き年4回程度の交流機会を設けることとしても差し支えない。